

四日市市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第47号

四日市市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

四日市市歯科技工士法施行細則（平成20年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

歯 科 技 工 所 開 設 届

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第21条第1項の規定により、歯科技工所の開設について、次のとおり届け出ます。

開設年月日	年 月 日	
ふりがな 名称		
開設の場所	〒 電話（ ）	
管理者の住所 及び氏名	〒	
業務に従事する者		
氏名	資格	リモートワークを実施する場合のみ記入
		連絡先及び実施場所の住所
	歯科医師 歯科技工士	電話（ ） 〒
	歯科医師 歯科技工士	電話（ ） 〒
	歯科医師 歯科技工士	電話（ ） 〒
構造設備の概要及び平面図	別添のとおり	

備考

- 1 管理者及び業務に従事する者については、歯科医師免許証又は歯科技工士免許証の写しを添付すること。
- 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 3 構造設備の概要及び平面図を添付すること。

保健所受付印

歯科技工所内容変更届

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第21条第1項の規定により、歯科技工所の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

ふりがな 名称	
開設の場所	〒 電話（ ）
変更事項及びその理由	
変更事項	
変更前の内容	
変更後の内容	
変更年月日	年 月 日

備考

- 1 管理者又は業務に従事する者を変更した場合は、歯科医師免許証又は歯科技工士免許証の写しを添付すること。
- 2 業務に従事する者で、新たにリモートワークを実施する場合は、連絡先及び実施場所の住所等を記入すること。
- 3 構造設備を変更した場合は、平面図を添付すること。

保健所受付印

(規格A4)

歯科技工所（廃止・休止）届

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第21条第2項の規定により、歯科技工所の（廃止・休止）について、次のとおり届け出ます。

ふりがな 名称	
開設の場所	〒 電話（ ）
（廃止・休止）年月日	年 月 日
（廃止・休止）理由	

備考

- 1 該当する不動文字を○で囲むこと。

保健所受付印

（規格A4）

歯 科 技 工 所 再 開 届

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第21条第2項の規定により、歯科技工所の再開について、次のとおり届け
出ます。

ふりがな 名 称	
開設の場所	〒 電話（ ）
休止年月日	年 月 日
再開年月日	年 月 日

保健所受付印

（規格A4）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市歯科技工士法施行細則の規定に基づいて作成した届出書等の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第33号）	(略)	
四日市市柔道整復師法施行細則（平成20年四日市市規則第35号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考

(略)	
四日市市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第33号）	(略)
<u>四日市市歯科技工士法施行細則（平成20年四日市市規則第34号）</u>	<u>第1号様式から第4号様式まで</u>
四日市市柔道整復師法施行細則（平成20年四日市市規則第35号）	(略)
(略)	

(健康福祉部保健予防課)